

江戸の小売酒

20190622

学習院女子大学
岩淵令治

はじめに—麴室の発見

- 麴町・四谷 四谷一丁目遺跡（展示中 報告書作成中）etc
- 本郷・神田 駒込追分町遺跡（岩淵1996 a）etc
- 現存する麴室 神田明神下天野屋（弘化3（1846）年に創業）

1 文献史料に見る江戸の麴

○17世紀の地誌

「麴屋 麴丁十一丁メ 湯島明神下 湯島天神前 芝まミあな 増上寺切通シ」（元禄10（1697）年年刊『国華万葉記』三<すみや書房、1970年>、「江府名匠諸職商人」の項）

○明治6（1873）年の産物調査 『東京府志料』 ⇒表1

○明治6（1873）年の麴室調査（「坤部布告稿」東京都公文書館蔵）（岩淵1996 a）⇒表1・図1

第三大区（八・九小区）・第四大区（四・五・七・十一小区）の戸長に調査の指示

「麴営業のもの共、従前穴室取設ケ、場所ニより深サ忒間或ハ三間餘モ堀（ママ）下ケ、凡年限ニ応シ傍ラえ堀替自用いたし候趣之处、中ニハ心得違ヲ以、近接地下え堀通シ相用候もの有之哉ニ相聞、右ハ無謂事ニ候條、差向室ノ広狭戸長ニ於テ取調、万一右様有之候ハ、隣地主え示談爲及可申、且ツ今後麴渡世ニテ穴室堀設ケ候節ハ、戸長検査いたし取締相付ケ可申事……麴室之儀ハ第三第四区大両区ニ限り候所……」

※ex麴屋 天野 利助 神田宮本町2番地借

「一、元室横巾前同断（老間半四方）

但し地上方忒間忒尺下り

東西ニ忒夕通掘抜有之、入口立（縦）三尺、巾忒尺余、内江入り立五尺巾六尺五寸程ニ夕筋共拾忒間、堀通し有之 但し地所構内有之」

○文政10（1827）年の本郷・湯島の調査（「味噌麴渡世室持之者名前并年数」『町方書上』国立国会図書館蔵）（岩淵1996 a） 107人（図2）

○麴売り

・『浮世床』（図4）

・「麴売り 米製の麴を売る。専ら中秋以後、冬に至りこれを売る。これ当季茄子の糍漬を製す家多きをもつてなり。糍管、京坂より小形にして粗製なり。」（「江戸にありて京坂になき陌上（はくじょう＝路上）の売人」『守貞漫稿』<『近世風俗史』> 「市店」はあり？）

○味噌生産 ⇒表1 図3

- ・「味噌・・・今世、京坂の市民、毎冬自制する者多し。その法大豆一斗、米麴△△、塩△舛。早春よりこれを食す。盛夏後の食料には塩△升を多くす。粗に搗製し桶に蓄へ、食ごとに播盆〔すりばち〕にて摺りて汁とす。江戸は赤味噌・田舎味噌を買食し、自製する者これなし」（『守貞漫稿』＜『近世風俗史』＞）
- ・「一、味噌ハ赤味噌と言へど、上方の品とハ同じからず、味甚甘く、豆汁〔あめ〕を多く入て味をつけしにや、甜〔あまくささ〕気強くして停滞す、白味噌も有れど価〔あたい〕貴〔たか〕くて、中分以下の家ニ一切用ゆる事なし」（「江戸自慢」 勤番武士のための江戸生活マニュアル 岩淵2008）
- ・「……日の足もはや西に傾くころ家に還るを見れば、菜籠に一擲はかりの残れるは、明朝の晨炊の儲なるべし、家には妻いぎたなく昼寐の夢まだ覚やらず、懐にも脊にも幼稚〔いわけな〕き子等〔こら〕二人許も横堅に並臥たり、夫は我家に入て菜籠かたよせ竈に薪さしくべ、財布の紐とき、翌日つの本貨〔もとて〕を算除〔かそえのき〕、また房賃〔たなちん〕をば竹筒へ納などする頃、妻眼を覚し精米の代はと云、すはと云て二百文を擲出し与ふれば、味噌もなし醬もなしと云、又五十文を与ふ、妻小麻笥を抱て立出るは、精米を買に行なるべし、子供這起て爺々〔とと〕、菓子代給〔たへ〕と云、十二三文を与ふれば、是も外の方へ走出つ、然〔さて〕猶残る錢百文余または二百文もあらん、酒の代にや為けん、積て風雨の日の心充〔こころあて〕にや貯ふるらん、是其日稼〔そのひかせぎ〕の軽き商人の産〔さん〕なり……」（『柳菴雜筆』（嘉永元（一八四八）年刊） 岩淵2013）

○濁酒生産

- ・明治6年『東京府志料』 ⇒表1
- ・幕末の争論と調査（安政元<1854>年「濁酒手造ノ渡世之儀ニ付調」国立国会図書館蔵）
下り酒問屋・小売渡世 vs 濁酒渡世之者
すでに、天保8（1837）年に1863人⇒1533人を営業停止
しかし、安政元（1854）年段階で485人が営業、年間2～3万石分の米を消費
文京区域の濁酒渡世は麴室所有者とは不一致→麴屋からの購入？

○江戸の酒

- ・「一、酒ハ上品なるは価大ニ貴く、口当り美なれど、醒る事至而早く、宿醒の患ひなけれど、鯨飲〔おおのみ〕の勤番者、須叟〔しばし〕の中に財布のそこを叩きて、借金の淵に沈むべし、甘酒ハ白粥の上湯ニひとしく、少しも甘からず……」（『江戸自慢』）
- ・「……醬油酢等に至るまで江戸には數十品ある也。必ず悪品を用ゆべからず……酒も随分高値なるを用ゆべし。唯可畏はやすもの也。酒も至て値の卑きあり一樽四斗入と云ふて三斗五升ばかりもある也。高きは千疋するもあり、卑は三百疋にあたらぬもあり。卑は多くは石灰を入れて腐りたる酒を直したる也。直し酒と云ふ也。升買にすれば三斗以上四酒は毒は無き也。唯今は三國山・陶山・男山・菊印・哥印など此列也。皆無毒にて君子の腹に充べし。一升百二十錢などなど云ふは決して石灰たんと入りたる毒酒也。二斗少し内外にても石灰は是非入る也。三斗内外でなければ決して用ゆべからず。……（醬油などは）江戸の腹になり上りたる上は成程なんでもよき也……」（海保青陵「東躰」（文化2<1805>年）岩淵2008） さまざまな酒の流通、ブランドへの信用、直し酒の流通

2 江戸の小売酒 (岩淵1996 b、岩淵2016 a b)

○ブランドと偽物の時代の幕開け

- ・「下り物」の代表的な商品
- ・伊丹・池田・大坂・伝法・北在・尼崎・西宮・兵庫・堺+新興勢力の上灘・下灘・今津
→天明4 (1784) 年前後「摂泉十二郷酒造仲間」
- ・18世紀末～ 東海地方の酒造家の成長 (中国酒) ※天保元年の減石令・株仲間解散令
- ・18世紀末 寛政期に「江戸地廻り経済圏」での醸造を推奨 (地廻り酒)
- ・流通ルート 摂泉+中国→下り酒問屋→ 下り酒仲買・小売

||

地廻り酒 → 地廻り酒問屋

※下り酒問屋の仕入対象「摂州・河州・泉州・城州・丹州・紀州・濃州・勢州・尾州・三州」
(『伊丹資料叢書8 伊丹酒造家史料(上)』181)

- ・摂泉の優勢 ex天保12年 今津・灘目45匁、西宮・伊丹ほか33匁、尾州・三州11匁 (盛田家文書)
- ・摂泉と江戸市場 ・伊丹の小西家 地売12% 江戸売88% (柚木1992)
- ・新酒需要→新酒番船
- ・似印 ※生産・流通・情報

○地廻り酒問屋高崎屋の店先

さまざまなブランドと、オリジナルブランド「江戸一」

○摂泉で「生産、される低品質の酒・贋銘柄酒

低品質の酒／ぶち酒・交酒(新酒と古酒のブレンド)／摂泉における偽印、似寄酒—贋伊丹ブランド (石川1988)

○江戸と他産地における贋銘柄酒の生産

- ・中国酒 類印商法 (『半田町史』ほか)
- ・地廻り酒 笠原村常盤屋 (坂巻) 藤兵衛 (現鴻巣市) 類印 (正宗・太別造) + 無印
- ・直し酒 明治3年「酒造伝書茶仕立覚」(次頁表 常盤屋藤兵衛) 酒の味付け? / 「名酒」?
極上白雪薄色造 十味 ○晒吉益 百匁、○マク子シヤ四十匁、○唐石香二十匁、○上面胡粉二十匁、●縮砂一匁、●唐茴香五匁、●唐木瓜 四匁、●細辛四匁、●大胡椒四匁、●南木香一匁
右十味之内●印ノ小薬味ヲ能焼、薬碾ニテ細末又焼キ抜、○印ノ大薬味ヲ合能交又焼抜、此薬一貫目ニ付焼酎六合ノ割ニテカキ合、押付気ノモレサルヤウニ致シ三時休メ置、又焼抜
用方、添掛米一石ニ付五十匁、中掛米一石ニ付八十匁、末掛米一石ニ付百匁、右何レモ木綿布袋ニ入苧ノ糸ヲ付搔ツキ仕舞底江入、蘭引生水一斗ニ付乾姜五十匁、蕪芩三十匁、木香七十匁、右ラン引ノ水掛米石一石ニ付八合ツ、ノ割ニ入

・江戸一

「文政六七（1823・24）年の頃、新川に酒積込みし処、其内無銘の酒夥しく有りしかど、銘なければ買ふ人更になし、爰に本郷追分に酒肆高崎屋長右衛門と云へるもの、此酒を残らず買入れて、此酒に面白き銘を号ん事を、予が生父理齋翁の友なる馬島氏（講演者注 瑞園、書家、会津藩金杉邸住）に酒銘を撰びくれと乞ひしかば、家翁（筆者の父、志賀理齋）馬島子に代りて筆をとつて……此文によりて江戸一と号けて売はじめし所、存の外評判宜し、そこでも江戸一、彼所にても江戸一／＼／＼／＼と云ふ、今は酒のみならず、醤油にも江戸一ありて高崎屋の別製とはなりぬ」（宮川政連「俗事百工起源」『未刊随筆百種』第二巻）

・江戸での偽装 尼屋一件（小西新右衛門文書） 文政3（1820）年2月11日

[高度な手口①] 尼崎の菰の仕入、仕立

（前略）玉藤（酒仲買・小売玉川屋藤右衛門）・小島にて紙屋方（菊の図）付一樽も買取被置申候、右之樽見受申候処、誠ニ寸分違ひ不申、仲買者不申及、紙屋ニても難相訳、鏡口荷拵へ同様之事ニ候へとも、少し朱之色劣り極ノ偏之処少し違候歟と申位之事にて、菰も尼崎方廻し申候由、仕立候上にて右深川表にて幾度も転し古ク仕立有之候ニ付、中々難見訳事ニ御座候条、老印者菊・壺多ク候よし、白雪なども出来候様子、一鉢之種ハ加茂之／＼ヲ遣ひ申候事ニ候条、右尼屋伊介と申者ハ尼ヶ崎倉橋屋伊右衛門弟之よし、近来当所へ罷越、直しや相始罷在候事ニ御座候、尤伊右衛門死去後相続ニ歸り可申候処、右之條々？覚歸り不申噂ニ御座候

[高度な手口②] 高度な似寄印→「伊丹御改所」の「丹」が一部欠けて「円」にみえるのみ

[下り酒間屋内での隠蔽と内部処分]

○贋銘柄酒のゆくえ

・「我国ノ慣習」（江戸時代以来）ブランドの認知（生産、流通、情報）、生産地（先発・後発）、消費地の問屋による偽造、公的保護はなく同業者による取締、しかし実態は似印の世界

・商標条例→家号の商標化を承認、似印は認めず

※“贋物”は可変的一似ていること、違法性、悪意の有無

※東京問屋の銘柄「手印」の中身？／水増しなどの行為 東京酒類仲買組合の摂和泉の醸造家への申し入れ（明治26年3月「清酒ニ酒精及ヒ割水ヲ用ユ可カラサル事」）、九州の小売（下村湖人『次郎物語』）

おわりにー近世考古学と文献史学

[参考文献]

石川道子1988「酒銘と似寄伊丹酒」『地域研究いたみ』17

岩淵1996 a「駒込村の歴史的変遷」（『地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡発掘調査報告書』帝都高速度交通営団）

岩淵1996 b「江戸住大商人の肖像ー場末の仲買 高崎屋の成長」（『新しい近世史』第3巻、新人物往来社）

岩淵2008 「江戸勤番武士が見た「江戸」」『国立歴史民俗博物館研究報告』140

岩淵2013 「江戸裏店の人々の生活を示す『柳菴随筆』」（『週刊朝日百科 日本の歴史』30、朝日新聞社）

岩淵2016 a「江戸の贋酒」（『学習院史学』54）

岩淵2016 b「偽物をめぐる近世と近代ー商標条例をめぐってー」（『まちのしるし』土浦市立博物館）